

公民館の位置付けの見直しに関する御意見について

今後、地域集会施設の建物が老朽化しても建替が難しい状況となることから、郊外など地域集会施設が少ない地域で、住民センターなどで活動している団体が公民館を活動の場とすることや、公民館活動だけでなく地域づくりや地域交流などの活動の拠点となるコミュニティ施設が求められることが考えられます。

こうした状況にあって、どの施設を使用しても公民館活動を行うためには、社会教育法に基づく位置付けを持たないことを含めて検討する必要があります。今後、公民館がどうあるべきかについて、「旭川市社会教育委員会議 公民館の位置付けの見直しに関する専門検討会」（以下「専門検討会」）で審議されておりますが、この審議の概要（別紙）も参考に、公民館の位置付けに関する次の項目につきまして公民館運営協議会委員の皆様には忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

1 公民館の位置付けについて

「地域集会施設の活用に関する実施計画」では、すべての公民館を社会教育法に基づく社会教育施設として維持するべきか、一部又は全部の公民館をコミュニティセンターのような集会施設に変えて市民の幅広い活動ニーズに応えるべきかが問われています。

公民館とコミュニティセンター（＝位置付けを持たない公民館）には、具体的に下表にお示したような違いがあり、また公民館の位置付けを維持する場合と位置付けを持たない場合で、それぞれのメリットとデメリットを別表にまとめましたので、参考にいただきながら、できるだけ理由を添えて御意見をお寄せください。

	社会教育施設の公民館（現在）	地域の集会施設の公民館
位置付け	社会教育法（以下「法」といいます）に基づく	市の条例に基づいて、住民センターや地区センター等と同じような「地域の集会施設」とすることを検討予定
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業・ 団体活動による住民の生涯学習や地域活動への施設の提供等	<ul style="list-style-type: none">・ 公民館の各種の事業は継続・ 社会教育活動や住民の生涯学習活動等への支援内容の見直しを検討予定
禁止事項	法に基づき「営利目的の事業と援助」「特定の政党の利害に関する事業等」「特定の宗教等の支持・支援」に関することは禁止	法で禁止されたものはなくなり、住民センターや地区センターと同じように、幅広い目的での使用を検討予定
課 題	建物の老朽化に対して、建替えではない方法を採用することが難しくなることが考えられる	公民館事業の推進体制や公民館に代わる名称を検討予定

2 令和3年度公民館事業に望むこと

次年度の公民館事業に望むことをお示してください。

- ◎ 意見提出方法は、書簡、電子メール、ファクスどの方法でも構いません。
書簡は同封の返信用封筒をお使いください。
- ◎ 文字数に制限はございません。(各項目に標記のタイトルを記載してください。)
必ず委員の氏名をお書きください。
- ◎ 提出期限は、**1月15日(金)**です。
- ◎ 項目1の御意見は専門検討会の参考資料といたします。(資料には氏名表示いたしません。)

【御提出先】 〒070-8003

旭川市神楽3条6丁目旭川市神楽市民交流センター内

公民館事業課事業係 相馬, 小林

電話 61-6194 ファクス 63-7513

メールアドレス kouminkan@city.asahikawa.hokkaido.jp